



はじめに

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の改正により、排出事業者が自らの判断により優良な処理業者を選択することができるよう、産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度（以下、「評価制度」といいます。）が創設されました。

この評価制度は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条等に基づく産業廃棄物処理業の許可制度を活用して、都道府県知事又は政令市長が、基準に適合していることを確認した業者に対して、許可申請の際に提出書類の一部を省略させることができるものとするとともに、評価基準に適合した旨を許可証に記載することにより、他の都道府県・政令市における審査の際や排出事業者等の第三者にその旨を提示できる仕組みです。

留意事項

* この制度における評価基準は、すべての処理業者が満たすべき義務的なものではなく、処理業者の取組みに目標を与え、優良な処理業者へと誘導するためのものとして設定されたものです。したがって、基準適合性の審査の申出をするかどうかは処理業者の任意であり、評価基準に適合しているか否かが処理業を営むうえで制度的な制約条件となるものではありません。

* この制度は、あくまでも評価基準への適合性を評価するものであり、処理業者が違法行為や不適正処理を行わないことを都道府県等が保証するものではありません。したがって、排出事業者は評価基準適合事業者を選択することで、その責任や注意義務が免除されるものではなく、排出事業者としての責任を全うするため、自らの判断で処理業者の選定を行う必要があります。

申出時期と申出方法

この制度は、産業廃棄物処理業に係る業許可の申請の機会を利用して基準適合性の評価を行いますので、制度の適用を受けようとする業者は、産業廃棄物処理業の許可の申請に併せて、「申出書」と「基準適合判定・自己申告チェックリスト」に必要な資料を添付して提出してください。

また、平成21年3月19日から許可申請時以外であっても評価基準への適合性の確認を受けたい場合には、申出を随時受付しています。

基準について

この制度の基準は 遵法性、 情報公開性、 環境保全への取組みの3つで、特例を受けするにはこれらを全て満たすことが必要です。

なお、情報公開が必要な期間については下表のとおり経過措置があります。

許可の申請がされた日	基準適合に要する情報公開の期間
平成17年4月1日～平成18年9月30日	6か月
平成18年10月1日～23年3月31日の間	平成18年4月1日から許可の申請がなされた日までの間
平成23年4月1日以降	5年

従って、平成18年10月1日以降にこの制度の適用を受けようとする場合は、平成18年4月1日時点で情報公開がされている必要があります。

各基準の詳細については、環境省が作成した「産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度の解説（平成17年4月1日）」をご参照ください。

許可申請時に省略することができる申請書類（許可申請に確認の申出を行った者が対象となります。）

上記基準に適合している処理業者（申請者が法人である場合）については、許可申請の際に、規則で規定された許可の添付書類のうち、以下のものを省略することができます。

直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書
定款又は寄附行為

許可証への記載と基準適合者リストの公表

基準に適合し、かつ、許可基準にも適合した申出者に対しては、産業廃棄物処理業の許可証に、適合した旨記載されます。また、行政においては、基準に適合する処理業者をリスト化してホームページで広く一般に公表します。

提出書類（申出書、申立書、チェックリスト）

- ・ 申出書（様式1 収集運搬業用）
- ・ 申出書（様式1 処分業用）
- ・ 申立書（過去5年間廃棄物処理法等の規定による行政処分を受けていない旨）
- ・ 基準適合判定・自己申告チェックリスト（様式2号）

基準の一つである情報公開については、(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営している「産廃情報ネット」において、情報公開されている項目や履歴などの情報開示履歴証明サービスを受けることができます。